

沖縄県立芸術大学教員選考規程 (平成17年3月17日評議会決定)

改正 平成19年2月22日

平成24年1月26日

平成30年1月25日

(趣旨)

第1条 沖縄県立芸術大学教員の選考については、「沖縄県立芸術大学教員選考基準」に定めるもののほか、この規程に定めるところにより行う。

(用語の定義)

第1条の2 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤講師をいう。

(選考方針)

第2条 教員の選考は、大学人事委員会の方針に基づいて行う。

2 教員の選考は、原則として公募によるものとする。ただし、止むを得ない場合は、推薦によることができる。

3 前項の規定にかかわらず、非常勤講師の選考は、推薦によることができる。

(教授等の採用)

第3条 教授、准教授及び講師の採用のための選考は、教員選考委員会を設置し、その審査結果に基づき行うものとする。

2 学部又は附属研究所の教授会（以下「教授会」という。）は、教員選考委員会の審査結果に基づいて採用候補者を決定し、学長に推薦する。

(准教授等の昇任)

第4条 准教授及び講師の昇任については、別に定める基準により、当該教員の所属する学部又は附属研究所の人事委員会の審査結果に基づき行うものとする。

2 教授会は、前項の審査結果についてその賛否を決定し、候補者を学長に推薦する。

(助教等の採用)

第5条 助教及び助手の採用については、所属する学部の人事委員会における審査に基づき、教授会において決定し、候補者を学長に推薦する。

(非常勤講師の採用)

第6条 非常勤講師の採用については、当該学部の人事委員会における審査に基づき、教授会において決定する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教員の採用及び昇任の選考手続きについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年3月17日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日評議会)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月26日評議会）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月25日学長決裁）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。